

令和8年度 7月定例教育委員会



福岡市

福岡市教育委員会

令和 8 年度 7 月 定例教育委員会

日 時 令和 8 年 7 月 3 日 (金) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(7 月議事録署名委員 鎮目委員、三井委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
報告第 2 号 令和 8 年笛吹市議会第 2 回定例会の報告について
議案第 11 号 笛吹市図書館協議会委員の任命について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 8 年 8 月 7 日 (金) 午後 2 時 開会
市民窓口館 302・303 会議室

報告第2号（7月）

令和8年笛吹市議会第2回定例会の報告
について

教育委員会

令和8年 笛吹市議会 第2回定例会
[議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	
1	渡辺 清美 議員	1	防災力強化総合交付金について
		2	自転車の安全利用推進について
2	荻野 陽子 議員	1	下水道事業の取組について
		2	災害時の対応について
3	神澤 敏美 議員	1	大蔵経寺山「御室山」 笈形焼き再開について
4	三枝 賢治 議員	1	いじめ・不登校・ひきこもり・自死 - 4つの深刻な課題に対する市の現状認識と今後の対策について
		2	外来植物の拡大を防ぐための市の現状と今後の取り組みについて
5	樋口 滝人 議員	1	果樹剪定枝の処理と資源循環について
		2	委託契約における積算体制について
6	山本 茂貴 議員	1	開庁時間の短縮について
7	岡 由子 議員	1	「みんなチャレ」を導入したフレイル予防について
8	鈴木 駿一 議員	1	公共施設等総合管理計画の改定と今後の公共施設マネジメントについて
9	中川 秀哉 議員	1	笛吹市高齢者緊急通報システム(ふれあいペンダント)事業の一部改善について
10	河野 智子 議員	1	中東情勢の影響と対応について
		2	帯状疱疹ワクチンの定期接種以外の年齢への助成について
11	海野 利比古 議員	1	「学校部活動遠征における安全管理体制」について

令和 8 年 笛吹市議会第 2 回定例会一般質問に関する質問及び回答

○ 渡辺清美 議員

1-2 自転車の安全利用推進について

答弁(抜粋)

市では、これまで自転車を含めた交通事故の防止を図るため、専門交通指導員 4 人を配置し、幼児から高齢者までの年代に応じた交通安全教室を、年間 200 回以上実施するほか、街頭における交通ルールへの指導や交通安全啓発チラシの配布など、交通事故の防止に資する積極的な取組を進めてきました。

自転車の安全利用に向けた取組では、交通安全教室の一環として、笛吹警察署に協力いただき、市内の小中学校において、小学 4 年生と中学 1 年生を対象とした自転車教室を実施しています。教室では、自転車の正しい乗り方や走行方法に関する座学のほか、具体的な交通状況を想定した模擬コースにおいて、ハンドルに見立てた棒を使った実技指導などを行っています。また、今年度は、道路交通法の改正を踏まえ、自転車における交通反則通告制度の説明も行い、交通ルールを守る意識の醸成に努めています。

今後も、交通事故の防止に向け、関係機関と連携して交通安全教室や啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

○ 三枝賢治 議員

4-1 「いじめ・不登校・ひきこもり・自死 — 4 つの深刻な課題に対する市の現状認識と今後の対策について」学校を取り巻く環境について

(1) 「いじめに起因する課題を把握するためのデータの収集」について

答弁

国が実施した、不登校やひきこもりなどに関する調査、研究では、いじめが、不登校、ひきこもり、自死につながる要因の一つになっていることが示されており、市では、いじめの早期認知と適切な対応が重要であると認識しています。

市では、いじめに起因する課題を把握するための独自の調査は実施していませんが、15 日以上欠席した児童生徒の状況について、月ごとに学校から報告を受け、日常的に欠席者数を把握しています。また、欠席理由を、病気、経済的理由、不登校、その他の 4 区分でまとめ、欠席のきっかけ、児童生徒の様子や家庭での状況等、詳細な報告により、個々の児童生徒の状況や欠席の背景の把握に努めており、その中でいじめが起因しているかどうか、判断しています。

なお、学校は、いじめを認知した際には、笛吹市いじめ防止基本方針に基づき、家庭や教育委員会への連絡、相談や、事案に応じてその他関係機関との連携を取るなど、適切できめ細かな支援を行っています。

(2) 「いじめ、不登校、これらを起因とするひきこもり、自死に関する相談対応や支援」について

答弁

ひきこもりについては、ひきこもり支援庁内連絡会議を定期的で開催し、保健福祉部、子供すこやか部、教育委員会の関係課で情報共有を行いながら、ケースごとに切れ目のない支援に取り組んでいます。

また、民生委員児童委員には、ひきこもり事案の情報提供や市の相談窓口の周知に協力をお願いしているほか、峡東保健福祉事務所、医療機関、障害相談支援事業所等の関係機関と連携して支援を行っています。

自死については、自殺対策庁内推進委員会を定期的に開催し、全庁的に自殺対策に取り組んでいます。自死につながるおそれのある事案を覚知した際には、対象者の年齢などに応じて窓口となる課につなぎ、保健福祉部、子供すこやか部、教育委員会の関係課で情報を共有するとともに、包括的な支援に取り組んでいます。

令和8年度には、自殺対策庁内推進委員会の中に「こどもの自殺対策特別部会」を新たに設置しました。今後は、子供の自殺対策に特化したきめ細かな支援を推進していきます。また、地域を含めた包括的な支援を推進するため、市内医療機関、警察などの関係機関と連携した、「笛吹市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、支援体制の強化を図っています。

(3) 「学校を卒業した若者などを対象とした支援のアプローチ」について

答弁

ア「支援のアプローチ」について

小中学校在学期間には、学校を中心に福祉、医療、地域が連携した支援を行っていますが、中学校卒業から18歳未満までの方については、令和6年4月に開設した「こども家庭センター」が中心になって支援を継続しています。また、18歳以上の方については、健康づくり課が中心になって支援を継続しています。

中学校を卒業したことで支援が途切れてしまうことがないように、関係課で情報共有を行うとともに、庁外の関係機関とも連携し、支援を継続しています。

イ「『ワンストップ窓口』の創設、SNSやオンラインでの相談対応や支援」について

答弁

市では、いじめ、不登校、これらを起因とするひきこもり、自死など、様々な悩みを抱え、支援を必要とする方が、教育、福祉、子育てなど、いずれの分野からの相談であっても、包括的な支援につなげることができるよう、庁内をはじめ、関係機関との連携体制を構築しているため、ワンストップ窓口の創設は考えていません。

SNSやオンラインでの相談や支援については、匿名性が高く、相談者が相談しやすいと見込まれるため、支援のアプローチの一つとして有効と考えています。

国において、SNSを活用した、専門性の高い相談窓口として、24時間、365日相談ができる「厚生労働省 SNS 相談」が開設されていることから、最大限活用してもらうため、市の広報紙やホームページなどを通じて、今後も周知を図っていきます。

○ 樋口滝人 議員

5-2 委託契約における積算体制について

(1) 「委託契約の予定価格の根拠や積算手法」について

ア「八代、境川、石和スクールバス運営事業の委託料」について

答弁

スクールバス運行业務委託に係る費用は、国土交通省の公示運賃・料金に基づいて積算しています。

具体的には、使用するスクールバスの車種に応じて、走行距離から算出されるキロ制運賃と、点呼点検時間と走行時間から算出される時間制運賃の合計に運行日数を乗じて算定しています。

○ 河野智子 議員

10-1 中東情勢の影響と対応について

(2)「保育所や学校給食への影響」について

答弁

ア「栄養やカロリーなど必要量の摂取」について

保育所、学校給食ともに、地産食材や旬の食材の中で、価格が安定しているものを活用し、保育所では、こども家庭庁が示す必要な栄養量が確保された給食を、学校給食では、学校給食法の規定に基づく、一人一回当たりの給食摂取基準を満たす給食を提供しています。

イ「容器不足による出荷の影響」については、

現時点において、出荷できない状況は確認されておらず、保育所及び学校給食への影響はありません。

○ 海野利比古 議員

11-1 学校部活動遠征における安全管理体制について

(1)「中学校部活動の遠征における現在の対応」について

答弁

本市における中学校部活動の遠征については、公式大会に限り、市有バスや民間バスを使用して実施しています。

市有バスの使用については、笛吹市有バス使用規程に基づき、管財課長がバスの管理責任者となり、市の責任の下、道路交通法に則った安全運転管理を行い、管財課配属の運転手が運行しています。

一方、民間バスの使用については、学校教育課が旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者を選定しています。事業者は、道路運送法に基づき、運行管理者を定め、事業者の責任において、関係法令に基づく体制と運行管理を実施しています。

いずれの場合においても、教員がバスに同乗しています。

また、公式大会以外の練習試合では、生徒は自転車で会場へ向かうか、保護者が送迎する等の対応としています。

なお、公式大会、練習試合のいずれの場合においても、教員が生徒の送迎を行うことはしていません。

(2)「部活動や部活動の地域展開で民間バスを利用して遠征する場合における、保護者の負担軽減を目的とした補助制度」について

答弁

中学校部活動において公式大会に参加する際に、民間バスを利用することがありますが、民間バスの利用に係る費用については市で予算化しているため、保護者の負担はありません。

また、笛吹市立中学校の生徒が、関東大会や全国大会に出場する場合には、「笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱」に基づき、保護者を対象に、生徒の交通費や宿泊費等を補助しており、遠征にかかる保護者の負担軽減に取り組んでいます。

中学校部活動の地域展開に伴う地域クラブにおいて、遠征時に民間バスを利用する場合については、令和8年度は、一つの地域クラブを市が試行的に運営しているため、中学校部活動に準じた対応としており、保護者の負担はありません。

(3) 「国が発出した通知の具体的内容や指示事項」について

答弁

令和 8 年 5 月 19 日付けの文部科学省スポーツ庁通知「部活動の遠征等における安全確保について」では、「部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について」「事業者と適切な契約の締結等について」「遠征等の必要性や移動手段の検討について」「部活動中の安全確保と事故発生時の対応について」の 4 項目を含め、部活動の実施に係る安全・安心の確保については、顧問の教員等任せにせず、所管する教育委員会など学校の設置者や学校組織全体で対応に当たることが示されています。

(4) 「部活動や地域クラブの遠征における「安全性の確保」を最優先にした基準や制度」について

答弁

市内各中学校では、平成 30 年 2 月に文部科学省が策定した「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」に基づき「危機管理マニュアル」を、平成 30 年 3 月に県教育委員会が策定した「やまなし運動部活動ガイドライン」に基づき、「部活動ガイドライン」を策定しており、部活動中の安全管理の徹底に努めています。

しかし、「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」や「やまなし運動部活動ガイドライン」には、部活動の遠征時の安全確保と事故発生時における適切な対応に関する記載がほとんどありません。

令和 8 年 5 月 19 日付けの文部科学省スポーツ庁通知「部活動の遠征時における安全確保について」を踏まえ、市教育委員会と各中学校が連携し、「危機管理マニュアル」及び「部活動ガイドライン」について早急に見直しを行い、部活動の遠征時における生徒の安全確保に努め、遠征先への移動を含めた事故防止に万全を期していきます。

地域クラブについては、令和 8 年度は市が試行的に運営しているため、中学校部活動の安全管理に準じた対応としていますが、今後は、地域クラブに適した、安全管理のための具体的な基準や、手順を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、関係者への周知や研修を行い、遠征時の安全確保に努めていきます。

議案第11号（7月）

笛吹市図書館協議会委員の任命について

図書館

笛吹市図書館協議会委員名簿

組織構成	氏 名	備 考	
学校教育関係者	渡辺 政子	令和 8 年度笛吹市教育協議会会長 ／石和東小学校	
学校教育関係者	丸山 隆文	令和 8 年度笛吹市学校図書館教育協議 会会長／一宮北小学校	
家庭教育の向上に資する 活動を行っている者	志茂 龍太	令和 8 年度笛吹市 PTA 連合会会長／ 八代小学校	
社会教育関係者	中村 久美子	笛吹市社会教育委員	
社会教育関係者	内田 勝也	笛吹市社会教育委員	会 長
家庭教育の向上に資する 活動を行っている者	原 治子	笛吹市立図書館ボランティア団体	副会長
家庭教育の向上に資する 活動を行っている者	早川 博江	笛吹市立図書館ボランティア団体	
学識経験者	飯田 秀實	山廬文化振興会 理事長	

【参考資料】 笛吹市図書館協議会に関する例規（抜粋）

○笛吹市立図書館条例

平成16年10月12日

条例第99号

（略）

（図書館協議会）

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に笛吹市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の運営に対し意見を述べる機関とする。

（組織）

第5条の2 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する委員をもって組織する。

（定数及び任期）

第5条の3 協議会の委員は、8人以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条の4 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の開催）

第5条の5 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議録の作成）

第5条の6 会長は協議会を開催したときは、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

（後略）